

■職場適応訓練費

職場適応訓練費は、職場で作業に関するおこなった事業主に訓練費を支給する助成金のこととで、**訓練終了後は雇用することが前提**となります。

支給対象の条件は、以下の通りです。

- 訓練をおこなう設備的余裕があること
- 指導員として適当な従業員がいること
- 労働災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を有していること
- 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
- 訓練終了後、訓練生を雇用する見込みがあること
- 訓練期間は通常6か月（重度の障害者等は1年）以内、短期の場合は、2週間（重度の障害者は4週間）以内であること

出典：厚生労働省「職場での訓練を受け入れる時は 職場適応訓練費」

受給額は、以下の通りです。

- 1人あたり月額24,000円（重度の障害者25,000円）
- 短期の職場適応訓練は、日額960円（重度の障害者1,000円）
- なお、訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

出典：厚生労働省「職場での訓練を受け入れる時は 職場適応訓練費」